【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月１日
【会社名】	株式会社川島織物セルコン
【英訳名】	Kawashima Selkon Textiles Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長　中西 正夫
【本店の所在の場所】	京都市左京区静市市原町265番地
【電話番号】	(075)741－4111（代）
【事務連絡者氏名】	経理部長　近藤 豊久
【最寄りの連絡場所】	京都市左京区静市市原町265番地
【電話番号】	(075)741－4111（代）
【事務連絡者氏名】	経理部長　近藤 豊久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,226,354,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	48,399,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式です。 なお、単元株式数は1,000株となっております。

（注）１．平成22年11月１日（月）に開催された取締役会決議によります。
２．上記発行数は、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数48,000,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数399,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」といいます。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第２条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
３．振替機関の名称及び住所は次のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		―	―	―
その他の者に対する割当	新株式発行	48,000,000株	2,208,000,000	1,104,000,000
	自己株式の処分	399,000株	18,354,000	―
一般募集		―	―	―
計（総発行株式）		48,399,000株	2,226,354,000	1,104,000,000

（注）１．本募集は、株式会社住生活グループを割当先として行う第三者割当の方法によります。
２．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
３．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額です。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は、資本組入れされません。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
46	23	1,000株	平成22年12月13日	―	平成22年12月15日

（注）１．全株式を株式会社住生活グループに割当て、一般募集は行いません。
２．発行価格は、会社法上の払込金額であります。
３．資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。
４．申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
５．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社川島織物セルコン 人事総務部	京都府京都市左京区静市市原町265番地

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 京都支店	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町８

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,226,354,000	25,000,000	2,201,354,000

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．発行諸費用の内訳は、主にアドバイザリー・フィー、弁護士費用、登記費用その他費用です。

（２）【手取金の使途】

株式会社住生活グループを割当先とした第三者割当による新株式の発行及び自己株式の処分（以下総称して「本第三者割当増資」といいます。）により調達する差引手取概算額2,201百万円は、全額を有利子負債の返済に充てることにより、財務基盤の強化を図ります。

具体的には、事業規模対比過大となり、返済負担がキャッシュフローを圧迫している借入金の返済に充てる予定であり、その結果として支払利息の削減効果を年間約50百万円見込んでおります。

第三者割当による資金調達は、下記のとおり、平成22年12月以降に随時支出する予定であります。また、支出時期までの資金管理につきましては、安定的な金融資産である銀行預金で運用する予定です。

具体的な使途	金額	支払予定時期
有利子負債の返済	2,201,354,000円	平成22年12月～平成23年３月

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社住生活グループ
本店の所在地	東京都江東区大島二丁目１番１号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成22年６月18日 第68期（自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日） 四半期報告書 平成22年８月11日 第69期第１四半期（自 平成22年４月１日 至 平成22年６月30日）

b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社と株式会社住生活グループとの間には、記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社住生活グループの間には、特筆すべき出資関係はありません。
	人事関係	当社と株式会社住生活グループとの間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社住生活グループの間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	当社と株式会社住生活グループとの間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社住生活グループの間には、特筆すべき資金関係はありません。
	技術又は取引等の関係	当社と株式会社住生活グループとの間には、記載すべき技術又は取引等の関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社住生活グループの間には、特筆すべき技術又は取引等の関係はありません。

（注） 当社との関係の欄は、平成22年11月１日現在におけるものであります。

c 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の選定理由

当社グループはこれまで、「企業ブランドを磨き続け、他社にまねできない価値ある商品やサービスを全力で提案し、提供していく」を基本姿勢として、全ての事業・体制・仕組みを徹底して見直し、筋肉質で強固な収益基盤を構築することを基本戦略とし、全社をあげ事業構造改革を進めてまいりました。改革の主な施策は下記のとおりであり、一定の効果を上げております。

① 事業の縮小・整理

身装・美術工芸事業においては、ゆかた、合繊呉服からの撤退等を実施しました。インテリアファブリック事業においては、縫製工場を２拠点、物流倉庫を１拠点閉鎖しました。自動車・列車・航空機内装材事業においては、フィリピンの現地法人を閉鎖しました。

② 人員の削減

当社は２度の転進支援制度により、約650名の人員削減を実施しました。その結果、人件費を削減し、損益分岐点を引き下げております。

③ 在庫の削減

在庫については、不採算事業からの撤退も相俟って大きく削減を図りました。

しかしながら米国の金融危機に端を発した世界的な景気後退の影響を大きく受け、インテリア業界は新設住宅着工戸数の大幅な減少、自動車内装材業界は生産台数の落込みの中で、当社は大幅な減収となり、直近２期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、財務の健全性確保が喫緊の課題となってまいりました。

こうした状況下、平成22年７月に、当社は、赤字体質が長年続いており、装置産業のため資金負担が重くなっていた自動車・列車・航空機内装事業につきまして、事業競争力の向上とグローバル展開力の強化を図ることを目的に、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社との３社で設立したＴＢカワシマ株式会社に事業を統合させる会社分割を実施しました。この会社分割により、身装・美術工芸事業、インテリアファブリック事業の２分野へ経営資源を集中できる体制を構築しましたが、規模に見合った借入額の縮小ができず、安定した財務基盤を構築して業務運営を行うためには、一定規模の資本増強が必要な状況となりました。特に当社は、過年度の大きな投資資金の大半を有利子負債に依存してきており、確実な資金調達方法により自己資本の充実と財務の健全性を確保することも急務となっております。また、当社は、同会社分割後の主力事業であるインテリアファブリック事業の拡大発展のため、他社とのアライアンスを模索しておりました。

この点、本第三者割当増資の割当先である株式会社住生活グループは、住宅サッシやエクステリア等の金属製建材事業、衛生陶器やバスルーム、キッチン等の水回り設備事業など住宅に関わる建材・設備商品を多領域で横断的に事業展開しております。

そして、我が国の住宅投資は少子高齢化と経済成長の停滞により、これまでの新築依存の時代からリフォーム、メンテナンス中心へと移行しつつあります。このような環境下、住宅に関わる建材・設備商品に強い株式会社住生活グループと、ファブリックを中心とした窓回り商品・床材等内装材全般に強みを持つ当社が、業務資本提携を行うことにより、お互いにない強みを持ち寄り、住宅に関わる総合的な提案力が強化されると同時に、コスト削減、営業協力や商品開発等にシナジー効果（具体的には、コスト面では物流拠点、配送網の共同利用により物流コスト削減が見込まれます。また、住宅に関わる総合提案の中で、部材の共用化が図れるなど調達コストの削減も見込まれます。さらに、営業面では、両社が保有していない販売ネットワークを相互に利用することにより、販売機会の増加が見込まれます。）も期待でき、再編の進みつつある住宅関連市場での優位性を高めていくことが可能であると判断し、業務資本提携契約締結に至りました。

以上のとおり、当社は、業務資本提携により株式会社住生活グループと当社の資本及び事業両面での協力関係を構築することが、インテリアファブリック事業の拡大発展と安定した財務基盤の構築に資し、将来的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断したことから、株式会社住生活グループを割当予定先として選定いたしました。

(2) 業務資本提携契約の内容

当社は平成22年11月１日付で株式会社住生活グループと業務資本提携契約を締結しております。両社は、双方がブランドの独自性を維持しつつ最大限のシナジーを実現することを目的として業務資本提携を行うこととしており、その具体的な業務提携の内容は下記のとおりです。

① 営業協力
両社の販売ネットワークを活用し、協働して既存の新築市場に対する内装材の販売拡大を図ります。

② リフォーム市場での協力
両社が保有するリフォーム市場に向けたインフラ、商品群を有効に組み合わせることで販売拡大を図ります。

③ 商品開発の協力
両社が協力し、環境に貢献する窓回り商品の強化、ラインアップの充実を図ります。

④ 生産、物流等における協力
両社が協力し、生産コスト、物流コストの低減を図ります。

また、業務資本提携を実効ならしめるため、株式会社住生活グループが指名する者１名以上を当社の取締役に選任する予定であり、その他に２名以上の出向者を受入れる予定です。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 48,399,000株

e 株券等の保有方針

株式会社住生活グループは当社と、双方がブランドの独自性を維持しつつ最大限のシナジーを実現することを目的として業務資本提携契約を締結しており、今後も安定株主として当社株式を長期保有する方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、株式会社住生活グループから、払込期日より２年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

ｆ 払込みに要する資金等の状況

株式会社住生活グループは、本第三者割当増資の払込みについて同社の子会社である住生活グループファイナンス株式会社からの借入金で賄うことを確認しております。住生活グループファイナンス株式会社の資金等の状況については、同社の直近の財務諸表により十分な資産が存在することを確認しております。また、当社が株式会社住生活グループと業務資本提携契約を締結していること等を考慮した結果、本第三者割当増資の払込みに関しても確実性があると判断しております。

ｇ 割当予定先の実態

当社は、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、並びに割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下のとおり確認しております。

当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書記載の「私たちは、反社会的団体・個人（総会屋・暴力団など）を一切認めません。彼らの脅しや脅迫的な態度には組織で対処し、それに屈することなく毅然とした態度で臨みます。彼らと関係を持つことは絶対にありません」との基本的な考え方を確認するとともに、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先グループはコンプライアンス遵守の経営の徹底のためコーポレート・ガバナンスの充実を図っており、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が特定団体等である事実、特定団体等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて特定団体等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、割当予定先並びに割当予定先の役員及び主要株主が意図して特定団体等と交流を持っている事実は一切ないことを口頭で確認しております。

２【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

３【発行条件に関する事項】

（１）【発行価額の算定根拠】

発行価額の決定に際しては、公正性を期すため、当社は、独立した第三者機関であるデロイト トーマツ ＦＡＳ株式会社に株価算定を依頼し、平成22年10月29日付でデロイト トーマツ ＦＡＳ株式会社より算定結果報告書を取得しております。また、当社は、弁護士法人大江橋法律事務所から本第三者割当増資に関する法的助言について依頼し、平成22年10月29日付で法律意見書を取得しております。

当社の取締役会は、上記の算定結果報告書及び法律意見書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、株式会社住生活グループとの協議内容及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の規定等を総合的に勘案し、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの１か月間（平成22年９月30日から平成22年10月29日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値48円を参考としたうえで、発行価額を46円（直前営業日の終値に対して4.55%のプレミアム）といたしました。

取締役会決議の直前営業日までの１か月間の終値平均値を参考とした理由は、昨今の不安定な株式市場や当社の株価動向・売買高等を考慮し、取締役会決議の直前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、取締役会決議の直前営業日までの３か月間以上の終値平均値を参考としなかった理由は、当社は平成22年７月１日に自動車・列車・航空機内装事業を会社分割していることから、その影響を考慮すると必ずしも直近の財務・業績の内容を反映しているとは言い難いと判断したからです。

この発行価額については、当社として、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日までの１か月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値48円が、直近の財務・業績の内容を反映しており、直近の市場価格として当社株式の価値をより公正に反映していると判断したうえで、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、株式会社住生活グループと協議・交渉したうえで決定したものであります。また、直前営業日の終値に対して4.55%のプレミアムであることから日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していると共に、上記デロイト トーマツ ＦＡＳ株式会社から取得した算定結果報告書の算定結果（市場株価法44円～47円、類似会社比較法32円～47円、DCF法48円）から著しく乖離していないことから、当社は、弁護士法人大江橋法律事務所から取得した法律意見書を参考にしたうえで、当該発行価額は合理的で有利発行には当たらないと判断しております。なお、上記法律意見書においても、当社が、上記算定結果報告書を踏まえ、昨今の不安定な株式市場や当社の株価動向・売買高等を考慮し、取締役会決議の直前営業日の終値という一時的な株価を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする方が算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、他方、取締役会決議の直前営業日までの３か月間以上の終値平均値については、当社は、平成22年７月１日に自動車・列車・航空機内装事業を会社分割していることから、必ずしも直近の財務・業績の内容を反映しているとは言い難い可能性があると判断の上、当社の業績動向、財務状況、株価動向、株式会社住生活グループとの協議内容及び上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の規定等を総合的に勘案し、取締役会決議の直前営業日までの１か月間の終値平均値を参考としたうえで、払込金額を46円（直前営業日の終値に対して4.55%のプレミアム）としたことに合理性は認められ、当該発行価額が有利発行に該当しないと判断することは合理的であると考えられる旨の意見が述べられております。

また、この発行価額は、取締役会決議日の直前営業日までの３か月間の終値平均値55円に対して15.85%のディスカウント、同６か月間の終値平均値63円に対して27.04%のディスカウントとなるものの、当社としては、前述のとおり３か月間以上の終値平均値は直近の財務・業績の内容を反映しているとは言い難いと判断しておりますので、当該発行価額は有利発行に該当しないと判断しております。

なお、同取締役会に出席した全監査役は、本第三者割当増資は財務基盤の強化に資するものであること、またその発行価額については、取締役会決議の直前営業日までの１か月間の終値平均値を参考として決めており、独立した第三者機関であるデロイト トーマツ ＦＡＳ株式会社から平成22年10月29日付で取得した算定結果報告書の内容からしても、有利発行に該当せず適法であると認められる旨の見解を述べております。

（２）【発行条件の合理性に関する考え方】

本第三者割当増資により、株式会社住生活グループに対して普通株式48,399,000株が割り当てられることで、平成22年９月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数93,903,222株（総議決権92,769個）に対する割合は51.54%（総議決権数に対する割合52.17%）となり当社普通株式につき１株当たりの持分割合が希薄化することになります。

しかしながら、我が国の住宅投資は少子高齢化と経済成長の停滞により、これまでの新築依存の時代からリフォーム、メンテナンス中心へと移行しつつあります。このような環境下、住宅に関わる建材・設備商品に強い株式会社住生活グループと、ファブリックを中心とした窓回り商品・床材等内装材全般に強みを持つ当社が、業務資本提携を行うことにより、お互いにない強みを持ち寄り、住宅に関わる総合的な提案力が強化されると同時に、営業協力や商品開発等にシナジー効果（具体的には、コスト面では物流拠点、配送網の共同利用により物流コスト削減が見込まれます。また、住宅に関わる総合提案の中で、部材の共用化が図れるなど調達コストの削減も見込まれます。さらに、営業面では、両社が保有していない販売ネットワークを相互に利用することにより、販売機会の増加が見込まれます。）も期待でき、再編の進みつつある住宅関連市場での優位性を高めていくことが可能であると判断し、株式会社住生活グループとの業務資本提携契約締結に至りました。

かかる業務資本提携契約に基づく本第三者割当増資により、当社は、安定した財務基盤を確保するとともに事業基盤の安定化を図れ、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様の利益向上にもつながるものと考えているため、その発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

４【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される新株式に係る議決権の数は48,399個であり、平成22年９月30日現在の当社の総株主の議決権数92,769個に対する割合は52.17%に相当いたします。また、本第三者割当増資による新株式の発行後における、当社の総株主の議決権の数（141,168個）に対する本件割当予定先である株式会社住生活グループの議決権の保有割合が34.28%となります。

そのため、本第三者割当増資による希薄化率は25%以上となり、大規模な第三者割当に該当するものであります。

５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（千株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社住生活グループ	東京都江東区大島二丁目１－１	－	－	48,399	34.28%
川島織物セルコン共栄会	京都市左京区静市市原町265	5,764	6.21%	5,764	4.08%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目１－２	3,899	4.20%	3,899	2.76%
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番１号グラントウキョウノースタワー	3,829	4.13%	3,829	2.71%
林テレンプ株式会社	名古屋市中区上前津一丁目４－５	3,000	3.23%	3,000	2.13%
川島織物セルコン従業員持株会	京都市左京区静市市原町265	2,895	3.12%	2,895	2.05%
帝人ファイバー株式会社	大阪市中央区南本町一丁目６－７	2,268	2.44%	2,268	1.61%
東レ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目１－１	2,267	2.44%	2,267	1.61%
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町１	1,814	1.96%	1,814	1.28%
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	1,692	1.82%	1,692	1.20%
住友生命保険相互会社	大阪市中央区城見一丁目４－35	1,623	1.75%	1,623	1.15%
計	－	29,055	31.32%	77,454	54.86%

（注）１．割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年９月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

２．総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。

３．新株式発行後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株式発行後の総議決権数141,168個に対する割合です。

４．今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年９月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

６【大規模な第三者割当の必要性】

当社グループはこれまで、「企業ブランドを磨き続け、他社にまねできない価値ある商品やサービスを全力で提案し、提供していく」を基本姿勢として、全ての事業・体制・仕組みを徹底して見直し、筋肉質で強固な収益基盤を構築することを基本戦略とし、全社をあげ事業構造改革を進めてまいりました。改革の主な施策は下記のとおりであり、一定の効果を上げております。

① 事業の縮小・整理

身装・美術工芸事業においては、ゆかた、合繊呉服からの撤退等を実施しました。インテリアファブリック事業においては、縫製工場を２拠点、物流倉庫を１拠点閉鎖しました。自動車・列車・航空機内装材事業においては、フィリピンの現地法人を閉鎖しました。

② 人員の削減

当社は２度の転進支援制度により、約650名の人員削減を実施しました。その結果、人件費を削減し、損益分岐点を引き下げております。

③ 在庫の削減

在庫については、不採算事業からの撤退も相俟って大きく削減を図りました。

しかしながら米国の金融危機に端を発した世界的な景気後退の影響を大きく受け、インテリア業界は新設住宅着工戸数の大幅な減少、自動車内装材業界は生産台数の落込みの中で、当社は大幅な減収となり、直近２期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、財務の健全性確保が喫緊の課題となってまいりました。

こうした状況下、平成22年７月に、当社は、赤字体質が長年続いており、装置産業のため資金負担が重くなっていた自動車・列車・航空機内装事業につきまして、事業競争力の向上とグローバル展開力の強化を図ることを目的に、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社との３社で設立したＴＢカワシマ株式会社に事業を統合させる会社分割を実施しました。この会社分割により、身装・美術工芸事業、インテリアファブリック事業の２分野へ経営資源を集中できる体制を構築しましたが、規模に見合った借入額の縮小ができず、安定した財務基盤を構築して業務運営を行うためには、一定規模の資本増強が必要な状況となりました。特に当社は、過年度の大きな投資資金の大半を有利子負債に依存してきており、確実な資金調達方法により自己資本の充実と財務の健全性を確保することも急務となっております。

昨今の金融情勢及び上記当社の現況を勘案しますと、上記の課題を解消するためには、安定的かつ機動的な資金調達方法である本第三者割当増資が相当であると判断いたしました。また、縮小した規模に見合った財務基盤を構築して安定した業務運営を行うためには、現在の借入額を25%程度削減することが必要であると考えており、更に、この借入金返済による金利削減効果も年間約50百万円に及ぶ金額であることから、本第三者割当増資により調達する金額には相当性があると判断いたしました。

一方、本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である株式会社住生活グループの保有する議決権数の合計が当社総議決権数の34.28%となることから、株式会社住生活グループによる当社株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。

しかしながら、我が国の住宅投資は少子高齢化と経済成長の停滞により、これまでの新築依存の時代からリフォーム、メンテナンス中心へと移行しつつあります。このような環境下、住宅に関わる建材・設備商品に強い株式会社住生活グループと、ファブリックを中心とした窓回り商品・床材等内装材全般に強みを持つ当社が、業務資本提携を行うことにより、お互いにない強みを持ち寄り、住宅に関わる総合的な提案力が強化されると同時に、コスト削減、営業協力や商品開発等にシナジー効果（具体的には、コスト面では物流拠点、配送網の共同利用により物流コスト削減が見込まれます。また、住宅に関わる総合提案の中で、部材の共用化が図れるなど調達コストの削減も見込まれます。さらに、営業面では、両社が保有してない販売ネットワークを相互に利用することにより、販売機会の増加が見込まれます。）も期待でき、再編の進みつつある住宅関連市場での優位性を高めていくことが可能であると判断し、業務資本提携契約締結に至りました。

本第三者割当増資は、株式会社住生活グループとの業務資本提携契約に基づいて実施されるものでありますが、当該業務資本提携によって上記のとおり、当社は、インテリア分野、身装・美術工芸分野において長い歴史と実績のあるブランドを維持しつつ、安定した事業基盤を確保しながらより一層発展成長することにより当社の企業価値を向上させ、更には株主の皆様の利益向上にもつながるものと考えております。

そのため、本第三者割当増資による当該増資前の総議決権数92,764個に対する希薄化率は52.17%となりますが、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上であることから大規模な第三者割当に該当するため、当社の経営者から一定程度独立した者による本第三者割当増資の必要性及び相当性に関する意見入手を行いました。

すなわち、当社は、当社の経営者から一定程度独立し、特別な利害関係には該当しない独立役員である当社社外監査役２名に対し、本第三者割当増資に関する事項（募集の目的及び理由、調達する資金の額、使途及び支出予定時期、発行条件、割当予定先の選定理由、募集後の大株主及び持株比率、今後の見通し）及びその他必要と思われる事項について詳細に説明しました。

その結果、上記社外監査役２名から、本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化及び事業基盤の安定化を図るものであり、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を平成22年10月30日付で入手しております。また、全監査役が本第三者割当増資に関する取締役会に出席し、必要性及び相当性が認められるとの意見を述べております。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１．事業等のリスクについて

組込情報である第85期有価証券報告書及び第86期第１四半期報告書（以下「第85期有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、第85期有価証券報告書等の提出日以降、本届出書提出日である平成22年11月１日までの間に以下のとおりのリスクが生じております。以下の内容は、当該追加部分のみを記載したものです。かかる事項は、本届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、第85期有価証券報告書等には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

本第三者割当増資による新株発行及び自己株式の処分に関連するリスクは以下のとおりであります。

本第三者割当増資により発行する株式（48,000,000株）及び処分する自己株式（399,000株）の合計株式数（48,399,000株）の発行済株式総数（93,903,222株）に占める割合は51.54%であり、本第三者割当増資により株式が発行・処分された場合、１株あたりの株式の価値に希薄化を生じさせます。その結果、当社の株価に影響を及ぼす可能性があります。

また、本第三者割当増資が完了した場合には、割当予定先である株式会社住生活グループの保有する議決権数の合計が当社総議決権数の34.28%となることから、株式会社住生活グループによる当社株主総会での議決権行使等が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。

しかしながら、我が国の住宅投資は少子高齢化と経済成長の停滞により、これまでの新築依存の時代からリフォーム、メンテナンス中心へと移行しつつあります。このような環境下、住宅に関わる建材・設備商品に強い株式会社住生活グループと、ファブリックを中心とした窓回り商品・床材等内装材全般に強みを持つ当社が、業務資本提携を行うことにより、お互いにない強みを持ち寄り、住宅に関わる総合的な提案力が強化されると同時に、コスト削減、営業協力や商品開発等にシナジー効果も期待でき、再編の進みつつある住宅関連市場での優位性を高めていくことが可能であると判断し、業務資本提携契約締結に至りました。

本第三者割当増資は、株式会社住生活グループとの業務資本提携契約に基づいて実施されるものでありますが、当該業務資本提携により、当社は、インテリア分野、身装・美術工芸分野において長い歴史と実績のあるブランドを維持しつつ、安定した事業基盤を確保しながらより一層発展成長することにより当社の企業価値を向上させ、更には株主の皆様の利益向上にもつながるものと考えております。

２．臨時報告書の提出について

組込情報である第85期有価証券報告書の提出日（平成22年６月28日）以降、本有価証券届出書の提出日である平成22年11月１日までの間に以下の臨時報告書を提出しております。

Ⅰ．臨時報告書（平成22年６月29日）

(1) 提出理由

平成22年６月25日開催の当社第85期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

ⅰ 当該株主総会が開催された年月日

平成22年６月25日

ⅱ 当該決議事項の内容

議案 取締役１名選任の件

取締役として平田康晴を選任するものであります。

議案に対する修正動議

株主より、原案候補者を入れ替えるよう修正動議が提出されました。

iii 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
議案 取締役１名選任の件 平田康晴	60,911	2,597	－	（注）１	可決　95.8
議案の修正動議	－	－	－	（注）１	否決（注）２

（注）１ 議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

２ 議案に対する修正動議については、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、議決権数は集計しておりません。

iv 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席した株主の議決権の数の一部を加算しておりません。

Ⅱ．臨時報告書（平成22年７月１日）

(1) 提出理由

当社において、特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

・ 特定子会社（川島織物（上海）有限公司）の異動

i 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① 名称　　川島織物（上海）有限公司
② 住所　　中国上海市嘉定区徐行鎮藩橋路258号
③ 代表者の氏名 加藤 鈴夫
④ 資本金　　1,500百万円
⑤ 事業の内容　自動車用内装材の製造・加工及び販売

ii 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有する議決権の数（出資金額）
異動前　　1,500百万円
異動後　　－

② 総株主等の議決権（出資総額）に対する割合
異動前　　100%
異動後　　－%

iii 当該異動の理由及びその年月日

① 異動の理由 当社の自動車・列車・航空機内装材事業を当社の関連会社であるＴＢカワシマ株式会社に承継させる吸収分割を行うことにより、当社の100%子会社で同事業を営む川島織物（上海）有限公司の持分を全てＴＢカワシマ株式会社に譲渡したことに伴い、当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

② 異動年月日 平成22年７月１日

・ 特定子会社（KAWASHIMA TEXTILE USA,INC.）の異動

ⅰ 当該特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

① 名称　KAWASHIMA TEXTILE USA,INC.

② 住所　412Grove Street,Lugoff、SC 29078,USA

③ 代表者の氏名 森 雄三

④ 資本金　34百万US＄

⑤ 事業の内容　自動車用内装材の製造・加工及び販売

ⅱ 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

① 当社の所有する議決権の数

異動前　6,800個

異動後　－個

② 総株主等の議決権に対する割合

異動前　100%

異動後　－%

ⅲ 当該異動の理由及び年月日

① 異動の理由 当社の自動車・列車・航空機内装材事業を当社の関連会社であるＴＢカワシマ株式会社に承継させる吸収分割を行うことにより、当社の100%子会社で同事業を営むKAWASHIMA TEXTILE USA, INC.の株式を全てＴＢカワシマ株式会社に譲渡したことに伴い、当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

② 異動年月日 平成22年７月１日

Ⅲ. 臨時報告書（平成22年７月１日）

(1) 提出理由

当社の代表取締役に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

ⅰ 代表取締役の就任

氏名 (生年月日)	新役名及び職名	異動の日における所有株式数	略歴	異動年月日
石田 孝昭 (昭和20年９月１日生)	代表取締役 常務取締役 インテリア 事業部長	59千株	昭和39年３月 ㈱セルコン（当時近藤忠商事㈱）入社 平成11年６月 同社取締役 平成13年４月 ㈱セルコンテクノス代表取締役社長 平成20年６月 当社取締役 平成20年10月 取締役専務執行役員 インテリア事業部長（現任） 平成21年４月 常務執行役員 平成22年７月 代表取締役常務取締役（現任）	平成22年７月１日

ⅱ 代表取締役の辞任

氏名 (生年月日)	旧役名及び職名	異動の日における所有株式数	異動年月日	備考
加藤 鈴夫 (昭和20年３月14日生)	代表取締役 常務取締役	142千株	平成22年６月30日	同日付で取締役も辞任しております。

Ⅳ．臨時報告書（平成22年10月５日）

(1) 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(2) 報告内容

ⅰ 当該事象の発生年月日

平成22年７月１日

ⅱ 当該事象の内容

当社は、平成21年12月22日付で締結した、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社との輸送機器用内装材事業の統合契約並びにＴＢカワシマ株式会社との吸収分割契約、平成22年３月24日付で締結した当該輸送機器用内装材事業統合契約の効力発生日等一部変更覚書及び当該吸収分割契約の効力発生日の変更覚書に基づき、当社の自動車・列車・航空機内装材事業をＴＢカワシマ株式会社に、平成22年７月１日に事業分離を行い、平成23年３月期第２四半期において、当該移転事業に係る持分変動損失及び株式売却損失を計上する予定です。

ⅲ 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成23年３月期第２四半期の単体決算において、特別損失「株式売却損失」210百万円、連結決算において特別損失「株式売却損失」420百万円、「持分変動損失」530百万円を計上する予定です。

３．最近の業績の概要

第86期第２四半期連結累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）の業績の概要

当社第86期第２四半期連結累計期間（自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）における売上高の見込みは22,249百万円であります。なお、この見込み数値は、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく、監査法人の四半期レビューを終了していないため四半期レビュー報告書は受領しておりません。

また、売上高以外の指標につきましては、本届出書提出日時点で平成22年７月１日に実施した自動車・列車・航空機内装事業の会社分割による影響数値を精査しているため、記載を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせる恐れがあるため、記載しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第85期	自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日	平成22年６月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第86期第１四半期	自　平成22年４月１日 至　平成22年６月30日	平成22年８月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出されたデータを開示用電子処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年８月10日

株式会社川島織物セルコン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　岡　田　在　喜　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　西　尾　方　宏　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　駿　河　一　郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成21年４月１日から平成21年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成21年６月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績並びにキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年６月26日

株式会社川島織物セルコン
　取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　岡 田 在 喜	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　西 尾 方 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　奥 井 康 夫	㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成21年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．　連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項４(1)(ハ)に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

２．　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年６月18日に、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社と、自動車・列車・航空機内装材事業の統合を目的とした新会社を設立する内容の基本合意書を締結した。

３．　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年６月23日開催の取締役会において、持分法適用会社である福基織造股? 有限公司の株式を一部売却することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社川島織物セルコンの平成21年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社川島織物セルコンが平成21年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は、情報システムの合理化に向けた基盤整備の一環として、平成21年５月７日より、インテリア事業部の新システムを稼動した。

２．内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は、平成21年６月18日に、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社と、自動車・列車・航空機内装材事業の統合を目的とした新会社を設立する内容の基本合意書を締結した。

３．内部統制報告書の付記事項に記載のとおり、会社は、平成21年６月23日開催の取締役会において、持分法適用会社である福基織造股？有限公司の株式を一部売却することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

２ 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年８月12日

株式会社川島織物セルコン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　尾　方　宏　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　駿　河　一　郎　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)及び第１四半期連結累計期間(平成22年４月１日から平成22年６月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成22年６月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年７月１日に会社の自動車・列車・航空機内装材事業を、吸収分割によりTBカワシマ株式会社へ承継した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２ 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年６月28日

株式会社川島織物セルコン
　取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　岡 田 在 喜	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　西 尾 方 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　駿 河 一 郎	㊞

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川島織物セルコン及び連結子会社の平成22年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社川島織物セルコンの平成22年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社川島織物セルコンが平成22年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２ 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年６月26日

株式会社川島織物セルコン
　取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　岡 田 在 喜	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　西 尾 方 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　奥 井 康 夫	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成20年４月１日から平成21年３月31日までの第84期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川島織物セルコンの平成21年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

１．　重要な会計方針３に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準基準」を適用している。

２．　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年６月18日に、トヨタ紡織株式会社及び豊田通商株式会社と、自動車・列車・航空機内装材事業の統合を目的とした新会社を設立する内容の基本合意書を締結した。

３．　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年６月23日開催の取締役会において、持分法適用会社である福基織造股? 有限公司の株式を一部売却することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年６月28日

株式会社川島織物セルコン
　取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　岡 田 在 喜	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　西 尾 方 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　駿 河 一 郎	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社川島織物セルコンの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第85期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社川島織物セルコンの平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※１　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　２　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。